

原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正について

平成25年1月9日
原子力規制庁

1. 経緯

- 原子力規制委員会は、原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」)第6条の2第1項に基づき、原子力災害対策指針(以下「指針」)を策定。(昨年10月31日)
- この中で、「もんじゅ」及び「ふげん」についても、実用発電用原子炉と同様、原子力災害対策重点区域の目安(UPZ30km)等の防災対策を講ずることとしたところ。

2. 改正内容

- 他方、原災法では、原子力事業者防災業務計画の協議等を受ける関係自治体として、①立地市町村長、②立地都道府県知事のほか、実用発電用原子炉については、UPZ30kmを前提に、③関係周辺都道府県知事を規定しているところ。
- このため、原災法上、実用発電用原子炉と同様、「もんじゅ」及び「ふげん」に係る関係自治体として、③関係周辺都道府県知事を追加するべく、所要の規定改正を行う。
- 具体的には、③関係周辺都道府県知事の要件を定めた原災法の施行令第2条の2の規定における原子力事業所の定義に、
 - ・ 高速増殖炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第1条第1項第1号)〈「もんじゅ」に該当〉
 - ・ 重水減速沸騰軽水冷却型原子炉(同項第2号)〈「ふげん」に該当〉が含まれるよう、法文上の規定を「実用発電用原子炉」から「発電用原子炉」に改正する。

3. 今後の予定

- 1月15日 閣議決定
- 1月18日 公布即施行

原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令案新旧対照表

○原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（関係周辺都道府県知事の要件）</p> <p>第二条の二 法第七条第二項前段の政令で定める要件は、その区域の全部又は一部が当該原子力事業所（<u>発電用原子炉</u>（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）<u>第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。</u>）が設置されているものに限る。）の周囲三十キロメートルの区域内にある都道府県であつて、当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）<u>第二条第十号ロ又はニに掲げるものを除く。</u>）が作成されているものであることとする。</p> <p>（通報すべき事象）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第十条第一項の政令で定める事象は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p>	<p>（関係周辺都道府県知事の要件）</p> <p>第二条の二 法第七条第二項前段の政令で定める要件は、その区域の全部又は一部が当該原子力事業所（<u>実用発電用原子炉</u>（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）<u>第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。</u>以下同じ。）が設置されているものに限る。）の周囲三十キロメートルの区域内にある都道府県であつて、当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）<u>第二条第十号ロ又はニに掲げるものを除く。</u>）が作成されているものであることとする。</p> <p>（通報すべき事象）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第十条第一項の政令で定める事象は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p>

一〇四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。第六条第四項第四号において同じ。）の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあっては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの

六 (略)

一〇四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあっては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの

六 (略)

原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令案に関する
意見募集の結果について

平成25年1月9日
原子力規制庁

原子力規制委員会では、原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令案について、意見募集を行いました。その結果につきまして、以下のとおり掲載します。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 概要

- 意見募集の期間：平成24年12月1日～12月30日
- 意見募集の方法：電子メール、郵送、FAX
- 意見募集の対象：原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令案

2. お寄せいただいた御意見

- 御意見数：3通
- 御意見に対する考え方：別紙

御意見に対する考え方

御意見を募集させていただいた本政令案において、原子力災害対策特別措置法施行令において規定されている、原子力事業者防災業務計画の協議先である関係周辺都道府県知事の要件となる原子力事業所に高速増殖炉等を加えることとさせていただいたところです。

意見募集でお寄せいただいた御意見について、以下のとおり考え方をまとめましたので公表させていただきます。

1. 政令案の文言について

○ 御意見

・「本件改正案第2条の2に「(発電用原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。)が設置されているものに限る。)」とありますが、無駄な括弧書が重複しており、冗長だと思います。したがって、前記文言を「(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第二条第五項に規定する発電用原子炉が設置されているものに限る。)」とするべきだと思います。」

○ 考え方

・過去の法令における文言の記載を参考にしつつ、適切な形式で記載しています。

2. 原子力防災対策区域の範囲について

○ 御意見

・「そもそも、災害対策地域が概ね30kmというのは危険に対する防災意識が低すぎる。チェリノブイリの事故では200km離れていても、プルームで汚染されている。国民の安全を保障するのであれば、報告すべき地域はせめて100kmに拡大すべきである。避難先の準備は都道府県を超えなければならず、独自で用意できないことがあり得る。3.11事故での教訓をもう少し、本気で考えなければならない時期にきている。事故を想定したものであるならば、準備は万全にしておきたい。」

・「今回の変更で「周囲三十キロメートル」を周囲 50km あるいは 70km と変更すべき

である。福島を事故をみてもその影響範囲は 30km を超えており、不適切である事が明白である。」

○ 考え方

・原子力災害対策特別措置法施行令において、関係周辺都道府県の要件の一つとして、原子力事業所の 30km の範囲内にあることが規定されておりますが、本政令案は、原子力災害対策特別措置法施行令を改正し、関係周辺都道府県知事の要件となる原子力事業所に高速増殖炉等を加えるというものであり、いただいた御意見は本政令案以外への御意見と考えております。

・なお、上記の本規定について原子力防災の実態や検討等を考慮し、今後も必要に応じて、見直し・改善をすべきものであり、引き続き、検討を進めてまいります。